

低炭素建築物新築等計画認定の申請手数料【笠岡市】

(笠岡市低炭素建築物新築等計画認定事務手数料条例)

1 一戸建て住宅

適合証等有り： 4,500 円

適合証等無し： 33,300 円

2 共同住宅等

(1) ①住戸のみの申請の場合

②建築物全体の申請で共用部分を計算しない場合

③建築物全体の申請で共用部分がない場合

} 住戸戸数の区分に応じた額

(住戸戸数の区分に応じた額(条例別表第1、別表第2))

戸数	適合証等有り	適合証等無し
1戸のもの	4,500円	33,300円
2戸以上5戸以下のもの	9,100円	67,400円
6戸以上10戸以下のもの	15,700円	94,900円
11戸以上25戸以下のもの	26,100円	133,000円
26戸以上50戸以下のもの	43,800円	191,000円
51戸以上100戸以下のもの	78,500円	275,000円
101戸以上200戸以下のもの	124,000円	372,000円
201戸以上300戸以下のもの	157,000円	488,000円
301戸以上のもの	167,000円	573,000円

(2) 建築物全体の申請で共用部分を計算する場合

「住戸戸数の区分に応じた額」＋「共用部分の床面積の合計に応じた額」

(共用部分の床面積の合計に応じた額(条例別表第3、別表第4))

床面積の合計	適合証等有り	適合証等無し
300㎡以内のもの	9,100円	106,000円
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,100円	176,000円
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	78,500円	274,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	124,000円	352,000円
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	157,000円	421,000円
25,000㎡を超えるもの	196,000円	490,000円

3 非住宅建築物

床面積の合計に応じた額

(非住宅建築物の床面積の合計に応じた額(条例別表第5、別表第6))

床面積の合計	適合証等有り	適合証等無し
300㎡以内のもの	9,100円	235,000円
300㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,100円	375,000円
2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	78,500円	534,000円
5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	124,000円	656,000円
10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	157,000円	773,000円
25,000㎡を超えるもの	196,000円	882,000円

4 複合建築物

「共同住宅等に係る部分の金額」＋「非住宅建築物に係る部分の金額」

※適合証等

- ①登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が交付する低炭素建築物の基準に適合することを証する書面
- ②登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書の写し(日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級5であることを証するものに限る。)

※変更の認定手数料は、新規申請の額の2分の1に相当する額。(100円未満は切り捨て。)